平成２２年（フ）第９０８号
京都市伏見区深草勧進橋町103番地
債務者　月山けい子こと　金　　日順
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９１８号
京都府城陽市寺田北東西108番地
債務者　田中　愛子（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９２５号
京都市北区鷹峯仏谷４番地の１
債務者　新谷　貞祐
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
兵庫県姫路市花田町上原田29番地１　レオパレス小深田106号
債務者　松下　朋子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３６号
奈良県生駒市仲之町６番15号
債務者　江副　　勉
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１８７号
奈良市青山３丁目１番地２―104号
債務者　轟　　鉄平
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２３８号
奈良市宝来２丁目23番23―203号
債務者　石口　義広
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２５４号
奈良県天理市杉本町300番地１
債務者　岡田勢津子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２５５号
奈良市右京２丁目２番地　平城第２団地57―301
債務者　北田　安夫
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２６０号
奈良市学園朝日元町２丁目523番地の１
債務者　桝本　有里
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２６１号
奈良市大森西町19番２―２号
債務者　杉本　喜夫
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２８８号
奈良市帝塚山１丁目41番21号
債務者　油谷　晶子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４８６号
広島市西区己斐上６丁目1053番地の12
債務者　富繁　勝則
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８７号
広島市西区己斐上６丁目1053番地の12
債務者　富繁冨美子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６２号
広島市安佐南区古市１丁目７番28号　アップルタウンＡ―４
債務者　一色　和美（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７４号
広島市南区宇品神田５丁目26番31―103号
債務者　大掛　勝彦
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３５号
広島県安芸郡府中町宮の町１丁目４番17号　Ａ201
債務者　小田　真子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部